

完了届提出について

【完了届】

工事が完了した時は、所定の書類を添付して速やかに（工事完了後 30 日以内）提出してください。押印廃止に伴い、メールや郵送で提出が出来ます。不足があった場合には担当から連絡します。

● 工事写真の内容

- 施工前及び完了 起点（終点方向へ）・終点（起点方向へ）・中間点（起点から終点方向へ）
ただし、工事延長が短い場合は、全体写真のみで可とする。
- 寸法 床付け寸法
 埋め戻し状況（一層ごとの出来形）
 路盤（工種別に一層の仕上げ厚）
 表層（仕上げ厚）
- 出来栄え（各工種完成後の状況）
 路盤
 プライムコート・ペイントコート・シールコート施工後
- 施工状況 転圧機械・敷き均し状況
 乳剤散布状況
- 道路附属物の撤去状況

● 完了届に添付する写真の撮り方

- 施工後に確認できない基礎等は、スケールを入れて種別ごとに撮影してください。
- 写真は原則として横撮りとし、すべての写真に黒板を入れて撮影してください。
- 黒板には承認番号、場所、日付、工種、施工前・中・後の別など必要事項を記載してください。

【完了検査】

工事期間終了後 30 日以内に写真が提出されない場合、または上記内容を満たした写真が提出されなかった場合には、受注者または現場施工者立会いの上、完了検査を行います。その際には施工部の一部掘削をしていただきます。

不良と判断した事項がある場合、口頭または指示書により不良事項の手直しを指示しますので、速やかに再施工してください。

【責任期間】

自費工事の責任期間（東京都板橋区道路占用工事要綱第 10 条を準用）は、完了届受付日または検査完了の日から起算して次の期間となります。

◆高級舗装・中級舗装 12 か月

◆簡易舗装・砂利舗装 6 か月

- 責任期間内に工事に起因した道路の損傷があった場合は、その手直しを口頭または指示書により指示します。また、この工事に起因する事故で第三者に損害を与えた場合は、申請者が賠償しなければなりません。